

漏水修繕事業者リスト掲載に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が、門真市ホームページ等で公表する漏水修繕事業者リスト（以下「修繕事業者リスト」という。）に門真市水道事業指定給水装置工事事業者（以下「工事事業者」という。）の情報を掲載するために必要な事項を定めるものとする。

(申込者の資格)

第2条 修繕事業者リストに掲載の申込みができる者は、工事事業者とする。

(掲載基準)

第3条 修繕事業者リストに掲載を希望する工事事業者は、次に掲げる業務を全て行わなければならない。

- (1) 修繕相談
- (2) 修繕工事費の見積り
- (3) 漏水調査
- (4) 漏水修繕
- (5) 工事施工前及び施工後における工事の依頼者（以下「依頼者」という。）に対する説明

(申込手続)

第4条 工事事業者が、修繕事業者リストに掲載を申し込むときは、漏水修繕事業者リスト掲載申込書（様式第1号。以下「掲載申込書」という。）を、管理者に提出するものとする。

(修繕事業者リストの公表)

第5条 管理者は、前条の規定による申込内容を審査し、適当と認めたときは、次に掲げる事項を修繕事業者リストとして、門真市ホームページで公表するものとする。

- (1) 指定番号
- (2) 事業者の名称
- (3) 事業者の代表者
- (4) 事業者の所在地
- (5) 事業者の電話番号。ただし、依頼者対応用の電話番号に限る。

(6) 営業日及び営業時間

(7) 修繕範囲

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、門真市ホームページで公表している修繕事業者リストを依頼者の求めに応じて、紙に印刷したものを水道事業で配布することができる。

(工事事業者の責務)

第6条 修繕事業者リストに掲載された工事事業者（以下「掲載事業者」という。）は、前条に規定する業務を行うために必要な費用について、業務を行う前にあらかじめ概算額を依頼者に提示した上で、業務に関する契約を依頼者との間で締結し、適切に業務を行わなければならない。

(掲載内容の変更及び取消しの届出)

第7条 掲載事業者は、修繕事業者リストの掲載内容の変更又は掲載の取消しを行う場合は、変更又は取消しを行う日の2週間前までに漏水修繕事業者リスト掲載内容変更届（様式第2号。以下「掲載内容変更届」という。）又は漏水修繕事業者リスト掲載取消届（様式第3号。以下「掲載取消届」という。）を、管理者に提出しなければならない。

(掲載の中止)

第8条 管理者は、掲載事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、掲載を中止し、修繕事業者リストから当該掲載事業者の情報を削除するものとする。

- (1) 水道法（昭和32年法律第177号）、門真市水道条例（昭和40年条例第16号）その他の関係法令に違反したとき。
- (2) 前条に規定する届出を怠ったとき。ただし、管理者が特別な事情があると認めた場合を除く。
- (3) 掲載されている電話番号により、掲載事業者と1月以上連絡が取れないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

(修繕事業者リストへの掲載期間)

第9条 修繕事業者リストへの掲載期間は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、管理者がこの制度を存続する間とする。

- (1) 掲載取消届が提出されたとき。
- (2) 前条の規定に基づき掲載が中止されたとき。

(修繕事業者リストの更新)

第10条 管理者は、掲載申込書、掲載内容変更届若しくは掲載取消届の提出又は掲載中止の決定に伴う修繕事業者リストの変更を速やかに行うものとする。

(修繕事業者リストへの掲載費用)

第11条 修繕事業者リストへの掲載費用は、無料とする。

(修繕事業者リストへの再掲載)

第12条 掲載の取消しを行った工事事業者又は掲載が中止された工事事業者が再度掲載を希望する場合は、改めて第3条に規定する手続を行うものとする。ただし、掲載が中止された工事事業者が再度掲載を希望する場合は、掲載が中止された理由が解消されていることが確認できなければならない。

(細目)

第13条 この要綱に定めるもののほか、漏水修繕事業者リスト掲載に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。